

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日)

行政職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	定型な業務を行う職務	647	11.7	主事(うち一般任期付 45人)	412	1,509	27.4	主事・技師級
				技師(うち一般任期付 1人)	140			
				係員(警察事務の主任を含む)	95			
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	851	15.4	主事	510	1,303	23.6	係長級
				技師	241			
				係員(警察事務の主任を含む)	99			
3級	係長又は主任の職務	1,196	21.7	係長	1	1,625	29.5	課長補佐級
				主事	3			
				係員(警察事務の主任を含む)	9			
				主査	29			
				副主査(うち再任用 278人、一般任期付 5人)	719			
				主任(うち再任用 11人)	325			
				教育局課長	1			
				図書館課長	1			
				係長	55			
				専門員(うち再任用 7人)	17			
4級	課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	1,434	26.1	事務主任	37	1,625	29.5	課長補佐級
				主査	18			
				副主査	3			
				主任	2			
				事務主任	14			
				図書主任	1			
				係長	36			
				専門員	43			
				課長補佐兼係長	143			
				副室長	153			
				課長補佐	119			
				副課長	16			
				所長補佐	21			
				主査(うち再任用 3人)	667			
				主任相談員	1			
				主任身体障害者福祉司	1			
				主任児童福祉司	2			
				主任職業訓練指導員	3			
				助教授	8			
				副所長	12			
				地方機関の次長	1			
				地方機関の室長	3			
				地方機関の課長	19			
				事務長	1			
				副校長(うち再任用 1人)	1			
				副館長	1			
				教育局課長	7			
				図書館課長	3			
				郷土資料館課長	2			
				人事主事	6			
				事務主任	94			
				技術主任	8			
				図書主任	8			
室長補佐	3							
場長補佐	1							
警察署課長	13							
				係長	1	1,625	29.5	課長補佐級
				課長補佐兼係長	1			
				副室長	3			
				課長補佐	9			
				専門幹	267			
				主査	6			
				主任知的障害者福祉司	1			
				主任職業訓練指導員	1			
				助教授	1			
				副所長	1			
				郷土資料館課長	1			
				事務長	5			
				室長補佐	4			
				所長補佐	1			
				警察署課長	7			
				主幹兼係長	156	1,625	29.5	課長補佐級
				副室長	46			
				副課長	25			

5級	主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務	761	13.8	所長補佐	1	452	8.2	主幹級
				主幹	76			
				主査(うち再任用 1人)	7			
				教授	1			
				地方機関の次長	1			
				地方機関の室長	52			
				地方機関の課長	14			
				広域振興局府税出張所長	2			
				農業改良普及センター所長	2			
				流域下水道事務所浄化センター所長	1			
				副センター長	1			
				副所長	6			
				船長	1			
				教育局課長	7			
				図書館課長	1			
				郷土資料館課長	1			
				事務長(うち再任用 3人)	40			
				警察署課長	5			
				次席	1			
				調査官	2			
交通管制センター所長	1							
免許更新センター所長	1							
情報公開室長	1							
6級	1 本庁(知事の事務部局(地方機関を除く。)若しくは警察本部、市警察部若しくは警察学校(以下「警察本部等」という。)をいう。以下同じ。)又は議会、教育委員会、人事委員会、監査委員若しくは労働委員会の事務局(教育委員会にあつては、地方機関を除く。以下「議会等の事務局」という。)の課長又は参事(以下「課長等」という。)の職務 2 地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	343	6.2	課長	19	480	8.7	課長級
				担当課長(うち一般任期付 1人)	102			
				参事	93			
				総務事務センター長	1			
				府民総合案内・相談センター長	1			
				副センター長	3			
				統括保健師長	1			
				地域統括保健師長	2			
				室長	2			
				地方機関の次長	9			
				技術次長	9			
				地方機関の部長	3			
				地方機関の室長	44			
				地方機関の課長	6			
				地方機関の参事	1			
				副所長	2			
				土木事務所出張所長	3			
				東京事務所副所長	2			
				府立体育館長	1			
				府営水道事務所広域浄水センター所長	1			
				府営水道事務所水質管理センター所長	1			
				流域下水道事務所浄化センター所長	2			
				公営企業管理事務所長	1			
				児童相談所長	1			
				事務長	1			
				副校長	2			
				議会事務局館長	1			
教育局次長	5							
図書館部長	2							
郷土資料館長	2							
事務長(うち再任用 2人)	13							
施設管理室長	1							
監査室長	1							
情報管理技術センター所長	1							
照会センター所長	1							
主席調査官	3							
7級	1 本庁又は議会等の事務局の課長等であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	146	2.6	課長	63			
				担当課長	1			
				参事	18			
				企画参事	4			
				消費生活安全センター長	1			
				地方機関の次長	9			
				技術次長	1			
				地方機関の室長	14			
				地方機関の課長	2			
				地方機関の参事	1			
				農業改良普及センター所長	5			
				土木事務所長	3			
				消防学校長	1			
				副所長	4			
児童相談所長	1							
高等技術専門校長	1							
副校長	2							

				大野ダム総合管理事務所長	1				
				教育局長	2				
				総合教育センター次長	1				
				装備課長	1				
				会計課長	1				
				副部長	1				
				室長	2				
				課長	2				
				旅券事務所長	1				
				府営水道事務所長	1				
				流域下水道事務所長	1				
				副局長	1				
8級	1 本庁の次長又は議会等の事務局長の部長若しくは次長の職務 2 特に困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	113	2.0	監	3				
				副部長	17				
				技監	3				
				理事(うち再任用 1人、一般任期付 1人)	31				
				室長	3				
				副会計管理者	1				
				事務局次長	4				
				広域振興局副局長	5				
				地方機関の部長	9				
				地方機関の次長	1				
				土木事務所長	5				
				府税事務所長	3				
				自動車税管理事務所長	1				
				自転車競技事務所長(うち再任用 1人)	1				
				東京事務所長	1				
				副館長(うち再任用 1人)	3				
				児童相談所長	1				
				家庭支援総合センター所長	1				
				淇陽学校長	1				
				計量検定所長	1				
				中小企業技術センター所長	1				
				織物・機械金属振興センター所長	1				
				高等技術専門校長	4				
				水産事務所長	1				
				林務事務所長	1				
				副園長	1				
				港湾局長	1				
				教育監	1				
				部長	2				
				教育局長	3				
				総合教育センター所長	1				
				参事官	1				
9級	1 本庁の部長の職務 2 議会等の事務局長の長(教育委員会にあつては、教育次長を含む。)又は困難な業務を処理する部長の職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	23	0.4	企画理事	1				
				広域振興局長	4				
				部長	7				
				知事室長	1				
				職員長	1				
				会計管理者	1				
				企画調整理事	1				
				事務局長	4				
				監	1				
				理事	1				
				教育次長	1				
10級	1 本庁の部長であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 特に重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	1	0.1	部長	1				
合 計		5,515	100		5,515	5,515	100		

部長級(次長)

部長級

備考 この表において<sup>1</sup>地方機関とは、京都府行政機関設置条例(平成12年京都府条例第3号)の規定に基づき設置された機関その他人事委員会規則で定める機関をいう。  
なお、経過措置適用者を含む(以下の表も同じ。)

公安職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階	
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	巡査の行う職務	1,176	17.8	係員	894	2,117	32.0	巡査
				隊員	66			
				初任科生	216			
2級	1 巡査長の行う職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	558	8.4	係員	464	/	/	/
				隊員	53			
				主任	38			
				分隊長	3			巡査部長
3級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1,392	21.0	係員	353	/	/	/
				隊員	33			
				主任	955			
				分隊長	50			巡査部長
				係長	1			警部補
4級	1 係長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任の職務	1,539	23.2	係員	38	2,009	30.3	巡査部長
				主任(うち再任用 3人)	923			
				分隊長	38			
				教官	2			警部補
				係長	518			警部
				小隊長	15			警部
				教官	5			警部
5級	1 警察本部等の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を処理する係長の職務	1,403	21.2	係長(うち再任用 33人)	1,339	1,920	29.0	警部補
				小隊長(うち再任用 1人)	25			
				教官	14			
				副隊長(警部補級)	3			警部補
				隊長補佐	1			警部補
				署課長	6			警部補
				署課長代理	15			警部補
6級	1 警察本部等の課長補佐であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 警察署の課長であつて、困難な業務を処理するものの職務	232	3.5	課長補佐	61	399	6.0	警部
				室長補佐	37			
				隊長補佐	15			
				所長補佐	6			
				副隊長	1			
				副所長	1			
				隊長(警部級)	1			
				主任教官	3			
				署課長	74			
				署課長代理	32			
				課長	1			警視
7級	1 警察本部等の調査官又は次席の職務 2 警察署の管理官の職務 3 警察本部等の課長補佐であつて、特に困難な業務を処理するものの職務 4 警察署の課長であつて、特に困難な業務を処理するものの職務	209	3.2	次席	23	/	/	警部
				隊長	1			
				副隊長	5			
				副所長	3			
				課長補佐	39			
				室長補佐	12			
				隊長補佐	4			
				所長補佐	3			
				署課長	52			
				署課長代理	4			
				調査官	28			警部
				次席(警視・調査官級)	4			警部
				室長(警視・調査官級)	9			警部
				隊長(警視・調査官級)	1			警部
				所長(警視・調査官級)	5			警部
				隊長代理	1			警部
				署課長(警視・調査官級)	15			警部
8級	1 警察本部又は市警察部の課長、理事官又は監察官の職務 2 警察本部等の主席調査官の職務 3 警察署の長又は副署長の職務 4 警察学校の副校長の職務	93	1.4	課長	24	177	2.7	警視
				室長	1			
				隊長	5			
				所長	1			
				理事官	7			
				監察官	3			
				主席調査官	13			
				室長(警視・主席調査官級)	3			
				副校長	1			
				署長	10			
				副署長	25			警視
9級	1 次長又は参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務 3 警察学校の長の職務	20	0.3	次長	6	/	/	/
				参事官	3			
				室長	1			
				署長(警視・次長・参事官級)	10			
合計		6,622	100		6,622	6,622	100	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

教育職給料表(2)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	148	3.9	寄宿舎指導員(うち再任用 2人、一般任期付 5人)	43	148	3.9	実習助手等
				実習助手(うち再任用 7人)	48			
				講師(うち一般任期付 57人)	57			
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は主任実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,507	91.2	寄宿舎指導員	12	3,507	91.2	教諭等
				実習助手	54			
				養護教諭	97			
				栄養教諭	11			
教諭(うち再任用 219人、一般任期付 11人)	3,333							
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	24	0.6	指導教諭	15	24	0.6	主幹教諭等
				主幹教諭	9			
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭	100	2.6	教頭	96	100	2.6	教頭等
				副校長	4			
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	64	1.7	校長(うち再任用 1人)	64	64	1.7	校長等
合計		3,843	100		3,843	3,843	100	

教育職給料表(3)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	222	3.6	講師(うち一般任期付 222人)	222	222	3.6	実習助手等
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,205	84.9	栄養教諭(うち再任用 3人)	65	5,205	84.9	教諭等
				養護教諭(うち再任用 5人、一般任期付 3人)	276			
				教諭(うち再任用 123人、一般任期付 54人)	4,864			
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	55	0.9	指導教諭	23	55	0.9	主幹教諭等
				主幹教諭	32			
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	336	5.5	教頭	327	336	5.5	教頭等
				副校長	9			
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	312	5.1	校長(うち再任用 3人)	312	312	5.1	校長等
合計		6,130	100		6,130	6,130	100	

医療職給料表(1)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医療業務を行う職務	7	15.6	技師	7	10	22.2	主事・技師級
2級	1 病院の診療科の長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	3	6.7	技師	1	1	2.2	係長級
				主任医師	1			
				地方機関の課長	1			
3級	1 本庁の課長等の職務 2 病院の副院長の職務 3 地方機関の長の職務 4 病院の診療科の長であつて、困難な業務を処理するものの職務 5 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	24	53.3	技師	2	14	31.2	課長補佐級
				課長補佐兼係長	3			
				副室長	2			
				課長補佐	2			
				医長	6			
				健康管理医	2			
				保健所長	3			
				地方機関の部長	3			
				首席調査官	1			
				4級	1 本庁の部長又は次長の職務 2 病院の長又は困難な業務を処理する副院長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務			
リハビリテーション支援センター長	1							
保健環境研究所長(うち一般任期付 1人)	1							
精神保健福祉総合センター所長	1							
洛南病院長	1							
副院長	2							
部長	1							
1	1	2.2	部長級					
合計		45	100		45	45	100	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

医療職給料表(2)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 栄養士又は学校栄養職員 2 診療放射線技師 3 臨床検査技師 4 理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	-	0.0	技師	-	39	21.2	主事・技師級
2級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	40	21.7	技師(うち一般任期付 1人)	39	72	39.1	係長級
				主任	1			
3級	主任の職務	15	8.2	主任	15	50	27.2	課長補佐級
4級	係長の職務	55	29.9	副主査(うち再任用 6人)	55			
5級	主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	64	34.8	主査	1	13	7.1	主幹級
				課長補佐兼係長	4			
				副室長	12			
				専門幹	3			
				主査	24			
				地方機関の課長	6			
				副薬剤長	1			
				主幹兼係長	4			
				副室長	3			
				地方機関の次長	1			
地方機関の室長	1							
地方機関の課長	3							
家畜保健衛生所長	1							
6級	地方機関の長又は課長等の職務	7	3.8	地方機関の室長	6	10	5.4	課長級
7級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.6	動物愛護センター所長	1	3		
				家畜保健衛生所長	2			
合計		184	100		184	184	100	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

医療職給料表(3)

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	准看護師の職務	-	0.0	技師	-			
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	16	11.8	技師	16	16	11.8	主事・技師級
3級	病院の看護師長又は主任の職務	51	37.5	副主査(うち再任用 9人)	41	62	45.6	係長級
				主任	8			
				副看護師長	2			
4級	病院の看護師長であつて、困難な業務を処理するものの職務	17	12.5	主査	2	/	/	課長補佐級
				副主査	6			
				副看護師長	1			
				主査	6			
				看護師長	1			
5級	病院の副看護部長又は特に困難な業務を処理する看護部長の職務	50	36.7	副看護師長	1	55	40.4	課長補佐級
				副主査	2			
				主査	34			
				看護師長	6			
				教務主任	1			
				副看護部長	5			
6級	病院の看護部長の職務	2	1.5	副校長	1	1	0.7	主幹級
				看護部長	1			
				看護学校長	1			
合計		136	100		136	136	100	

研究職給料表

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	上級の研究員の指揮監督の下に研究を行う研究員の職務	47	20.6	技師	36	47	20.6	主事・技師級
				主任研究員	5			
				研究員	6			
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究員の職務 2 主任の職務	58	25.4	主任	11	61	26.8	係長級
				副主査(うち再任用 21人)	38			
				専門研究員	9			
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	102	44.7	副主査	3	74	32.4	課長補佐級
				専門幹	5			
				主任研究員	63			
				科長	6			
				主任研究員	14	25	11.0	主幹級
				地方機関の部長	3			
				地方機関の室長	2			
調査官	6							
4級	1 試験場又は研究所(以下「試験場等」という。)の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な研究の統括、調整等を行う職務	17	7.5	森林技術センター所長	1	16	7.0	課長級
				丹後農業研究所長	1			
				茶業研究所長	1			
				生物資源研究センター所長	1			
				畜産センター礎高原牧場長	1			
				地方機関の部長	4			
				地方機関の課長	7			
副所長	1							
5級	特に困難な業務を所掌する試験場等の長又は次長の職務	4	1.8	技術次長	1	5	2.2	次長級
				農林水産技術センター長	1			
				農林センター所長	1			
				畜産センター所長	1			
合 計		228	100		228	228	100	



技能労務職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	補助的な業務を行う職務	-	0.0		-			
2級	定型的な業務を行う職務	-	0.0		-			
3級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	-	0.0		-		0.0	主事・技師級
4級	係長又は主任の職務	48	25.3	主査	3	54	28.4	係長級
				副主査(うち再任用 24人)	32			
				主任(うち再任用 4人)	8			
				専門員	2			
				係員(警察事務の主任を含む)	3			
5級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	142	74.7	主査	-	136	71.6	課長補佐級
				副主査	2			
				技術主任	4			
				専門員	39			
				主査	54			
				技術主任	41			
専門員	2							
合計		190	100		190	190	100	

第2号任期付研究員給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	1	100.0	技師	1	1	100	
2号給	博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律の規定に基づき設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	-	0.0		-	-	0.0	
3号給	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	-	0.0		-	-	0.0	
合計		1	100		1	1	100	

特定任期付職員給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	-	0.0		-	-	0	
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	-	0.0		-	-	0	
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	66.7	主査	1	1	33.3	
				主査	1	1	33.3	
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	主幹	1	1	33.3	
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	-	0.0		-	-	0	
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	-	0.0		-	-	0	
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	-	0.0		-	-	0	
合計		3	100		3	3	100	